

■ 第 158 回 新潟市農業振興地域整備審議会

日時：令和 7 年 7 月 31 日（木）10：00～

会場：新潟市役所ふるまち庁舎 401 会議室

（司 会）

定刻になりましたので、ただいまより第 158 回新潟市農業振興地域整備審議会を開催いたします。

本審議会は公開でございます。報道機関等一般の傍聴が可能となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

私は本日の司会を務めます、農林政策課課長補佐の松川と申します。よろしくお願いします。

終了時刻は午前 11 時 30 分ごろを予定しておりますので、時間どおり終了できるよう、円滑な会議運営にご協力をお願いしたいと思います。

次に、委員の交替がありましたので、ここでご報告いたします。新潟市農業振興地域整備審議会委員名簿をご覧くださいと思います。本年 4 月 18 日付、新潟市農業協同組合の石山委員のご退任に伴いまして、後任には、同じく新潟市農業協同組合の代表理事組合長の長谷川富明様に新たに委員を委嘱いたしました。本日は長谷川委員はご欠席ということでございます。任期は、他の委員の皆様とともに令和 8 年 3 月 31 日までとなっております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。事前に資料は送付させていただいております。確認させていただきます。まず、次第、委員名簿、座席表、資料 1－1「『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』の変更について」。資料 1－2「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の新旧対照表が資料 1－2 です。資料 2「農業振興地域制度の運用にかかる体制の見直しについて」。資料 3－1「農業振興地域整備計画 農用地利用計画変更一覧表」。資料 3－2「農業振興地域整備計画 農用地利用計画変更箇所位置図」。資料 3－3「南区農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について」です。資料 4－1「新潟市農業構想の進行管理について」。資料 4－2「新潟市農業構想 目標の達成状況と評価」についてです。これに加えて、本日、机上に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」という、左上をホッチキスで留めてある資料を 1 部追加で用意させていただきました。

資料の確認はこれまででございますが、不足の資料等ございましたらお手をお願いし

ます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、委員の出席状況をご報告いたします。委員 14 名の内、出席委員が 10 名で過半数を超え、審議会規則第 5 条第 2 項により会議が成立しておりますことを報告いたします。本日、遠藤一雄委員、長谷川富明委員から事前に欠席の連絡をいただいているところでございます。あと、宮澤委員と夏川委員は、本日、この時間には間に合っていないのですけれども、見えられるということで伺っております。

それでは、開会にあたりまして、農林水産部長の花田よりごあいさつ申し上げます。

(農林水産部長)

農水部長の花田です。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから本市の農業行政の推進につきまして多大なご理解、ご支援を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

私はこの 4 月に新潟市にまいりまして、前任の三阪と同じく土地改良の関係で全国のいろいろな事業所ですとか、あと、本省においては農村振興局の全般的な仕事とか、直近ではほ場整備を担当する課長補佐で仕事をしていました。

農業を取り巻く情勢の中で、食糧安全保障というのは共通認識という形になってきておりまして、今年度の米騒動でお米の価格が倍になったかと思ったら、この暑さということで、ここから 1 週間 2 週間がコシヒカリの出穂期を迎えていまして、今年取れるかどうかの境目が今ということで、土地改良の皆様が取水の制限がある中でいろいろな農家と調整しながら配水の調整をしているところです。また、エネルギー価格の高騰とか飼料の高騰とか、農業を取り巻く情勢の先行きの見通しが難しい中、また、今回、選挙も終わりました、これからの政権の体制が非常に注目されているところですが、どのような形にしましても、しっかり農業を守っていくということが大事だということでは共通認識だと思いますので、委員の皆様におかれましても、農業の振興につきまして、引き続きのご支援ご協力をお願いしたいと思います。

また、今日の議題が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてご審議いただくことになっておりますので、忌憚のないご意見をいただきますようお願いして、開会のあいさつといたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

それでは、吉川会長より、議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(吉川会長)

おはようございます。会長の吉川です。本日は、よろしくお願いいたします。

はじめに、議事録署名委員に関して、会長が指名することとなっております。今回は

阿部委員と宮澤委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、審議事項の①「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について、事務局からお願いいたします。

(農林政策課長)

おはようございます。農林政策課長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

説明させていただきます。議事（１）の審議事項です。本件につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更するに当たり、市民意見提出手続条例、いわゆるパブコメ条例に基づきまして、パブリックコメントに準ずる手続きとして審議をいただくものでございます。資料は資料１－１『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』の変更について及び資料１－２、変更案の新旧対照表を用いてご説明いたします。なお、資料１－２につきましては、表の右側が現行の構想、左側が変更案です。変更箇所は赤字、アンダーラインで示しております。

それでは、資料１－１をご覧ください。最初に１及び２についてです。１、構想の内容です。この基本構想につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、農業経営体の規模の指標や農用地の利用集積目標、また、その実現のための措置などを市町村が定めるものでございます。

次に、２の変更の理由についてです。今回の改正につきましては、構想そのものの内容を抜本的に改正するものではなく、記載の（１）から（３）に記載の理由を反映するために修正を行うものでございます。（１）につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づきまして県が定めている基本方針の改正が本年の３月３１日に行われたこと、また、（２）同じく本市におきましても本年の３月３１日に地域計画、１０年後の農地利用の計画を定めるものが策定されたことに伴い改正が必要となったものです。併せて、（３）に記載しております、今回、１、２の理由に伴いまして改正するのに併せて、表現方法等の自主的な見直しを行うものです。

次に、３の主な変更点についてです。変更の内容につきましては記載の（１）から（７）までが、今回変更する主な内容です。（１）から順に変更内容についてご説明いたします。同じく配付させていただいております資料１－２を併せてご覧いただければと思います。資料１－１の（１）です。第１「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」についてです。こちらは資料１－２の新旧対照表の２ページから７ページが該当箇所となっております。資料２ページの第１では、これまで本市の状況から農業構造、また、農業経営を営もうとする青年等の確保育成に関する事項等について、１の農業構造の現状から４の新たに農業経営を営もうとする青年等の確保等に関する目標の４項目に分類

を行いまして、記載内容を整理したものであります。記載の内容自体に変更はございません。

次に、資料１－１の（２）第２「営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」についてです。同じく資料１－２の新旧対照表の７ページから１６ページが該当箇所となります。７ページの第２の表題の変更と、その下から始まっております１、農業経営の指標の表及び表中の表記方法の変更を行っているものでございます。内容については、表記方法の変更となっております。

また、資料１－１の（３）です。こちらは資料１－２の１６ページ、第２の２の表題の変更となっております。こちらも表題のみの変更でございます。

次に、資料１－１の（４）第３「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」についてです。こちらも資料１の新旧対照表の１６ページから１８ページが該当箇所でございます。１６ページの第３の表題の変更及び、１枚飛んでいただきまして、１８ページの表５としておりますが、これまで文章で列記しておりました関係機関等の役割を表に整理したところでございます。

次に、資料１－１の（５）、第４「農用地の利用の集積等に関する事項」についてです。こちらも資料１－２、新旧対照表の１８ページから１９ページが該当箇所でございます。１９ページの中ほどに記載しております２の（２）効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標の目標年次が、県の基本方針の変更で令和１６年に変更されたことに合わせまして、本市の基本構想におきましても、同様に目標年次を令和１６年に変更するものです。また、県の基本方針の農地の集積率の目標につきましては変更がなく、私どもの基本構想における集積目標の変更もございません。

次に、資料１－１の（６）第５「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」についてです。資料１－２の新旧対照表の２０ページから２５ページ、飛びまして、２９ページから３２ページが該当箇所となっております。２０ページの右側、旧の変更のほうの記載をご覧いただきたいと思います。利用権設定等促進事業に関する事項となっておりますけれども、こちらは農業経営基盤強化促進法に基づいて行われておりました農地の相対契約、利用権設定等促進事業に関する事項を記載していたところでございますが、本年の３月３１日に地域計画が策定されたことに伴いまして、こちらの基盤強化法の相対契約が廃止され、農地中間管理事業による権利設定に一本化されたことから、当該事項を削除するものでございます。また、２５ページから記載しております２の農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項につきましては、令和５年４月１日に施行されております農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の文言に合わせて修正を行うものでござい

す。

資料 1－1 の主な変更点の（7）その他の文言修正についてです。こちらは地域計画を策定したことに伴い、基本構想中に記載のありました人・農地プランを地域計画に変更するなどの時点修正等の文言修正を行っているものでございます。

最後に、今後の予定についてですが、資料 1－1 の裏面をご覧ください。今月 11 日に県へ、今ほどお諮りしております構想の素案を送付し、内容の確認を現在、進めていただいております。本日、審議会への諮問をさせていただきまして、いただいた意見等を反映した内容をもって県へ正式に協議を行う予定です。県からの同意は 9 月上旬を見込んでおりまして、同意が得られた後、9 月下旬ごろにご報告を行い、手続きの完了、構想の完成を予定しております。基本構想の改正についての説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

（吉川会長）

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問ある方、挙手願います。

（堀委員）

説明、ありがとうございます。ほとんど文言とか整理ということだったので、この点については分かりやすくなっているし、特にないのですけれども、この場でお話することではないかもしれないのですけれども、この内容について、少し意見を言わせていただけたらと思います。多分、この内容を審議する場はまた別にあるのかなと思うのですけれども、もし教えていただいたら、そこでも意見等を言ってみたいと思うので、それがもし分かれば教えていただきたいと思います。

私は露地栽培、野菜を栽培しています。それで、夫婦で新規就農で始めて今年で 10 年目になるのですけれども、経営の目標、農業所得の目標について、意見を言わせていただきたいと思います。6 ページに、経営の目標で従事者一人当たり年間農業所得 400 万円程度と書いてあります。農業所得というのは売り上げから経費等を引いたものという認識なのですけれども、400 万というのは露地野菜の栽培と考えると、ものすごく高く感じるのです。新規就農者はその半分で 200 万と書いてあるのですけれども、200 万も 5 年後に達成するとなると、けっこう高い目標の気がしています。新規就農を目指す人とか、今まさに 1 年目から 5 年目とかそういう方とお話する機会が、ここ数年、今までもあったのですけれども、その際にも、この目標値がとても高いのではないかと。そこに達するのは、どういうようにやればいいのかというのは、やはり疑問に思われている方はたくさんいて、何人もお話を聞きました。それで、私自身 10 年目なのでも、

200 万円近辺で、とうていこの 400 万円に行かないのです。従業員は雇っているのですけれども、その人たちも私たちより多く支払っているのですけれども、300 万円には到底届かない金額でしか経営できていません。

あと、農業経営の指標として優良事業の例が上げられていて、7 ページ目に露地野菜の単一型というところが私たちと似ているのかなと思ってそこを見ました。面積とか装備とか、優良で、今まで資産を蓄えてきた方々なのでこんな感じなのかなと思うのですけれども、これを二人で回すというのはけっこう大変なのではないかと思っていて、多分、従事者二人プラス適宜アルバイト等を雇われているのではないかと思います。それで、売り上げが、ざっと計算した感じだと、とても適当なのですけれども、2,000 万円行かないくらいなのではないかなと思っていて、もしかしたらここ数年、ねぎもすいかも売り上げが高いのでもっと行っているかもしれないのですけれども、それで一人 400 万円。800 万円も利益を出すというと、6 割くらいの経費で経営できていることになって、すごい優良な方々だなというような印象を受けました。ここの事例がどういうところから出されているのかということも質問として、あと、内容を精査する場でしたら聞きたいところではあるのですけれども、今はちょっと、一農業者の感覚として、すごく高いなと思うということを言わせていただきたくて、すみません、時間を頂戴いたしました。ありがとうございます。

(吉川会長)

ご質問、ありがとうございました。

この点について、事務局から何か。あれですね、何を根拠にこの数字を導いているのかというところを教えていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(農林政策課長)

ありがとうございます。この農業経営基盤強化促進法は、農業の他産業並みの所得を得られるように、経営体を育成していくための施策を講じて目指していくのだという法律です。その中にいろいろな施策が位置づけられている中で、他産業並みの所得を目標にして、市町村の農業経営体を育成していきましようという形が法の立てつけになっております。ですので、やはり、認定農業者という方々を、先ほど新規就農者の方ということでご指摘もいただきましたけれども、新規就農者の方も他産業並みの所得を目標にした中で、より高い所得を得られるように市町村もきちんと取り組んでいきましようという仕組みになっております。

その中で、ご指摘のように、今現在経営している中で、市況もあれば作況もあるし、さまざまなコストの状況もある中で、この他産業並みの所得と言われるところの 400 万

ないしそういった金額がいかかなのかというところのご指摘も、正直、皆様方からもいただいているところです。以前も、市の中で他産業並みが、やはり時代もありますので、他産業の所得が高いときもあれば、下がっているときもあって、400万で設定しておりますけれども、例えば、これが全体の所得が下がってきているから、では350万にしたほうがいいのかというような議論が過去にあったところです。そこで定めるところの400万円を目指して農業経営体を育成するべく、行政も取り組んでいけるようにというようなところで、この目標を掲げさせていただいている状況です。堀委員からもご指摘ありましたとおり、現状のところとの乖離もあるのではないかとということも認識しているところです。

また、何に基づいてというところでありますけれども、こちらにつきましては、私どものところで、新潟市内で多い経営体の状況を、認定農業者の改善計画をいただきながら把握し、また、具体的な経営指標等については、県の方々からのご協力もいただきながら、目標数値、こういった経営にはどういうものが必要かというところを整理しながら作成させていただいているところです。また、今後、こういった抜本的な改正は今回、ありませんということで、先ほどご説明させていただきましたけれども、次回、また全体の見直しというところでお諮りさせていただく機会があると思いますので、また私どものほうで営農類型を作成する中でまたご指摘等いただければありがたいと思います。

(吉川会長)

堀委員、何かありますか。

(堀委員)

ありがとうございます。目標についてということで言うと、確かに、他産業並みに上ればすごくありがたいので、それは素敵なことだと思うのですが、新規就農者の補助金事業、ちょっとごめんなさい、名前は出てこないのですが、私たちが新規就農したところには青年就農資金とか何かいろいろお手伝いいただいて、すごく助かったのです。しかし、最近の新規就農者の人に聞くと、この目標を達成しないと返さなくてはいけなくなるから、目標が高すぎて自分たちはこれ使えないのだということを何人にも言われました。だから、私たちうらやましいねみたいな感じで言われて、この目標がだんだん、新規就農者の制度が厳しくなっていること自体は私も感じていて、いろいろそうしなければいけない事情があるのだと思うのですが、目標自体が、新規就農者の補助金の目標に直接結びついていて、それを達成しなかった場合、返さなければいけないというようになっているところが足かせになっていることはあるのではないかと思います。すみません、いろいろお時間いただきまして、ありがとうございます。

す。分かりました。

(吉川会長)

実際、返さないといけない、これは紐づけられているのですか。新規就農者に対する補助金とこの構想に掲げられている指標が結びつけられていると、少し難しいと思うのです。

(農林政策課長)

すみません、返還まで結びつけられているかというところは、ちょっと今、根拠資料がないのですが、ただ、堀委員ご指摘のように、制度がいくつか始まったとき、平成 25 年くらいから始まったのでしょうか、国の制度なのですけれども、それが何年かごとに、やはりもう少し育成すべき条件を設定するべきではないかというような議論が国の中であって、より達成すべき方向性というか、ハードルと言うとあれかもしれませんけれども、目指すべきところが定められてきたという経緯があるかと思います。

そういった中でも、国の制度でありつつも、併せてきちんと地元行政ですとか県の普及指導センターがその達成に向けてバックアップすることといった体制の整備も併せて行われておりますし、また、私ども市町村でも新規就農者の方をバックアップできるような独自の制度も創設してきておりますので、そういった国の制度の活用も一つではありますけれども、そこを活用できなくても別の制度が活用できるかというところも、またご相談いただければありがたいかなと思っております。

(吉川会長)

ありがとうございました。

(青山委員)

青山です。

堀委員のご指摘と少しつながってしまって、やはり今回、抜本的な改正ではないので、直接の今回の改正案がいい悪いということと少し離れてしまいます。申し訳ないです。それで、今回の改正に関しては、特に異論はございません。

それで、私もやはり所得のところなのですが、ぱっとこれを見ると、何となく 10 年で 400 万円いけそうなのだと、あるいはいってほしいのだと。新規就農者の人は、5 年 5 割という、200 万というのが、やはり市民とか消費者にもものすごくインパクトがあるので、これが実態と合わないということであれば、まとめて平均してしまっているからどうしてもこうなってしまうということかもしれませんので、次回、もしだったら新規就農者や独立就農と親元就農とか、あるいはある程度、1 戸 1 法人みたいな形で法人でやっているところと分けないと、少しミスリードになってしまうのかなと思いました。

それで、堀委員とは全く逆の話になってしまうのですが、10 年たって 400 万という金額が、果たして若い人が農業を目指せる金額なのかどうかというのは、また問題だと思うのです。今、新卒で、新潟でもけっこうみんな初任給で 25 万とか 23 万とかという形が、農業法人でもけっこう出てきていまして、それくらい出さないと、やはり、若い人は来ないということですよね。それを年収にすると、ボーナスを除いても 300 万とかになってしまいます。そうすると、10 年頑張って 400 万円という構想と、初任給から 25 万という実態が、若い人を農業に引っ張ることができるだけの説得力とはなかなかないのかなという気がいたします。よって、先ほど少し申し上げたことと重なるのですが、類型別に年収も少し分けて目標を設定するとか、あるいは、10 年 400 万というのも、これはいつの時点のものなのかということも少し明確化して、より実態に近い形にしていけることができると、農業に自分も頑張りたいという人を増やせるのではないかなと思いました。

(吉川会長)

ありがとうございました。

何かコメントございますでしょうか。

(農林水産部長)

コメントいただきまして、ありがとうございます。400 万円がいつのものかということについては、5 年ごとに県の計画も見直しているもので、毎回見直ししているものです。30 弱くらいの類型ごとに 400 万稼ぐためにはこうなるというものを基本的には机上の計算で作られているもので、しっかりとした根拠に基づいて表示させていただいています。

今、堀委員からいただいたご意見も踏まえて、農業政策全体の問題の縮図みたいなものを私は今、感じています。20 年間、私は農水省で働いてきたわけなのですが、いろいろな役所の人々が頭をひねればひねるほど制度がどんどん複雑化していくという問題意識があります。予算が限られている中で、政策的な効果を発揮するためには要件をつけていくことが必要ですが、要件を課すと使いづらくなるため、農水省の一役人の立場からすれば、要件を課しつつ現場が困らないようにするみたいな折衷案を作りながら、予算を PR していくみたいなことをすればするほど制度が複雑になるという問題意識を持っておりまして、みんなそれぞれ農業が大事だと本当に心から思いながら日々の仕事をしているわけなのですが、結果として、やればやるほど現場に伝わらないものができてしまうというところがあります。

まず、こういったものを分かりやすくしつつ、堀委員のおっしゃるとおり、400 万というのが現場の実態としては非常に高いハードルになる。ただ、やはり、年間 2000 時間働

いてそれが稼げるという前提がないと、ほかの産業並みに人が来ることが難しくなってくるので、いかに円滑にそれやっていくかということが、まずは私たち行政の短期的な目標としています。さまざまな制度がありますけれども、農家の方が要綱、要領を読んで使い方を探すということはなかなか難しいと思うので、こうやったら使えますよ、使えませんよということを私たちが理解して、説明して農業者の方を後押ししていくことが、行政としての、まずは最初の目標だと思っていまして、そういったことにしっかり取り組んでまいりたいと思います。貴重なご意見いただきまして、それを踏まえてしっかりご支援できればと考えております。

(吉川会長)

ありがとうございました。一般的に、日本人の平均年収 400 万というのは、情報がよく報道とかでも見られる中で、それを目指せみたいなイメージなのかなというのはよく分かりました。一方で、なかなか難しいですね。実際にやっている方は平均年収を目指しているけれども、そこまで達しない。一方で、新規参入していただくためにはもっと高い目標を見せていかないと入ってきてくれない。この辺をどのように折り合いをつけていくのかということが、見せ方の問題だと思うのですけれども、大幅な改訂というのは、次、いつくらいに計画されているのですか。

(農林政策課長)

次年度です。今ほど机上に配付させていただいたものに年度を入れさせていただいたのですけれども、前回は5月ですので、来年中、恐らく、予定としては1年後の夏に開催させていただく審議会のところでお諮りさせていただければという予定でございます。

(吉川会長)

分かりました。それでは、またその機会に、実際の農業者の方々に意見を聞きながらということが重要なのかなというように思います。

そのほか、基本構想の変更についてという議題で、ご質問ございますでしょうか。

特にないようであれば、本日の審議事項は以上となります。

続きまして、(2) 報告事項に移りたいと思います。①農業振興地域制度の運用にかかる体制の見直しについて、事務局からご説明をお願いします。

(農林政策課長)

それでは、続きまして、報告事項の①と②を一括してご説明いたします。

はじめに、①の農業振興地域制度の運用にかかる体制の見直しについてご説明いたします。資料は資料2「農業振興地域制度の運用にかかる体制の見直しについて」をご覧ください。

ください。

見直しの概要についてです。先ほどの審議事項でもご説明させていただきました農地の貸借制度にかかる法律の見直しなど、農地を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、農業振興地域制度をより適切に運用し、併せて農業者や事業者からの多様化する相談にきめ細やかに対応するため、本年4月1日に農林政策課内に農地政策室を設置しまして、より専門的な業務が行えるよう、体制を整備したところでございます。これにより、令和6年度まで各区役所で行ってきました各種法令等の調整や制度運用を、農地政策室で一元的に実施しているところでございます。

資料に記載の図ですけれども、事務フローの変更点については、概略図のとおりですが、事務の手順に変更はございませんが、農用地利用計画の利用、農振の変更に関する申出先が各区役所から、下のほう、令和7年度以降と書いてありますが、区役所から農林政策課に変更しているところでございます。農用地利用計画の変更を申し出た相談者に対しては、分かりやすい説明に努め、手続きを円滑に進めるための確認事項を具体的に明示するなど、親身になった相談対応に努めているところでございます。

なお、引き続き各区役所におきましても、農用地区域の確認ですとか申出概要の農林政策課への引き継ぎなどの対応ができる体制を整備しているところでございます。体制の見直しについては以上でございます。

次に、農業振興地域整備計画の変更についてです。資料3-1をご覧ください。「農業振興地域整備計画 農用地利用計画変更一覧表」でございます。農業振興地域整備計画の変更の内、1ヘクタール未満の農用地利用計画の変更について、ご説明いたします。前回の1月に開催しました審議会以降、農用地利用計画を変更したものは、表に記載の2件でございます。

めぐりまして、資料3-2「農業振興地域整備計画 農用地利用計画変更箇所位置図」をご覧ください。今ほどの2件の位置図を表記しております。内訳につきましては、農業外の利用のための農業振興地域からの除外の2件です。行政区の別では、中央区で1件、南区で1件でございます。この内、中央区長湊の市街化区域編入につきましては、前回の審議会でも諮問済みであるため、こちらの説明は省略させていただきます。

もう一方の南区松橋の墓地等の移転について、ご説明いたします。資料をもう1枚おめぐりいただきまして、資料3-3「南区農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について」をご覧ください。南区根岸地区におきまして、県の中ノロ川の堤防改修工事の実施に伴いまして、墓地等の移転を行うものです。申出者は寺院を営む宗教法人です。当該法人の所有する既存の墓地の一部が堤防改修に伴う用地買収の対象とな

ったことから、早急に移転先、代替地が必要な状況となったものの、当該宗教法人の所有する敷地内に移設可能な面積がないこと、また、近隣の農用地区域外の土地に適切な土地がなかったことから、やむをえず、寺院に隣接する農用地区域内の土地を除外することとなったものです。

資料３－３の次ページ以降をおめくりいただきますと、位置図、もう１枚めくっていただきますと詳細図がございます。詳細図のほうですけれども、変更箇所は農用地区域の縁辺部に位置しまして、除外面積は 877 平方メートル、農振法の第 13 条第 2 項に定めます農用地区域外からの除外要件をいずれも満たしまして、農業上の支障が生じないよう調整が済んでいる土地でございます。また墓地設置に関します各関係法令、農地法や都市計画法などとの調整は、許可見込みを確認済みでございます。農業振興地域整備計画の変更にかかる報告につきましては、以上でございます。

(吉川会長)

それでは、ただいまのご説明について、何かご質問ございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、次に進ませていただきます。次に、新潟市農業構想の目標の達成状況について、事務局からご説明をお願いします。

(農林政策課長)

それでは、報告事項の③新潟市農業構想の進行管理についてご説明いたします。本日もご説明させていただきます農業構想については、令和 4 年度に本審議会に農業構想策定部会を設置いたしまして議論を行っていただき、令和 5 年 4 月に策定したものでございます。こちらの構想の計画期間は令和 5 年度から令和 12 年度までとしており、新潟市総合計画と計画期間を合わせた農業部門に関する計画として位置づけているところでございます。

農業構想では、目指す姿、将来像を「食と花の都 ～都市と田園の調和を活かした持続可能な農業の実現～」としまして、二つの基本方針、21 の施策、それに基づきまして 12 の指標を掲げて、本市の農業農村の振興を図ることとしております。本日は、この 12 の指標につきまして、令和 6 年度の達成状況についてご報告させていただきます。

それでは、現在の農業構想の進行管理についてです。資料につきましては、資料 4－1「新潟市農業構想の進行管理について」ということで、目標の達成状況を一覧表にしたもの、また、資料 4－2、指標ごとの目標達成状況と評価を記載した、A 4 横で 6 ページあるものでございます。こちらの資料 4－2 に基づきまして、12 の指標の進捗状況をご説明いたします。資料 4－2 をご覧ください。はじめに、表の見方でございますけ

れども、こちらのほう、12 の指標ごとに一つの表としております。それぞれの表の上段に指標名を記載しております。2 段目に目標値及び実績を記載しており、左端に構想策定当初の令和 3 年度の数値がありまして、その二つ右隣、太枠で囲んであるところが本日報告させていただきます、令和 6 年度の実績値でございます。一番右端の欄には、最終年度、令和 12 年度における目標数値を記載しております。その下の段、3 段目につきましては、目標を達成するために行う主な事業となっております。その下、4 段目につきましては、令和 6 年度実績に対する評価でございます。一番下の段に、今後の施策の方向性などを記載しております。

それでは、最初に指標①ほ場整備率からご説明させていただきます。ほ場整備率につきましては、農業生産コストの低減と担い手への農地の利用集積を図るため、関係機関と連携を図りながらほ場整備を推進しております。ほ場整備率は、構想策定当初から 1.4 ポイントのプラスとなりましたが、目標値の 65 パーセントの達成に向け、さらに促進する必要があります。これらの対策として、国の補助率が高く地元負担がない農地中間管理機構関連農地整備事業の活用や、本市独自で事業計画策定中の地区への支援、また、国の事業を活用した簡易なほ場整備への上乗せ支援を行うなど、ほ場整備率の向上に引き続き取り組みます。

次に、下の表、指標 2、市管理農業用排水機場の機能保全計画に基づく長寿命化対策の実施率です。本市が所有し管理しております農業用排水機場は、市内に 10 機場ありますが、施設の老朽化が進む中、効率的な長寿命化対策が必要となっております。令和 6 年度は、機能保全計画を踏まえ、予定した 2 機場で長寿命化対策工事を実施したところです。引き続き、農地の保全及び市街地を含む地域全体の安心・安全な生活を守るため、排水機能の安定的な確保を図り、計画的な補修や更新など、施設の長寿命化に取り組んでまいります。

2 ページ目をお開きください。上の表、指標③認定農業者等への農地集積率です。農地中間管理事業による農地の集積や集約化に向けた取組みを進めたほか、令和 6 年度から新規事業として実施した、未来へつなぐ地域農業支援事業の活用を通じた地域の集積集約化に向けた話し合いなどを進め、認定農業者等への農地集積率の向上を図りました。引き続き、地域計画の実現に向けた地域の話し合いなどを通じて集積率の向上に取り組んでまいります。

次に、指標④新規就農者数です。市の単独事業のにいがた agribase 事業により、新規就農者を雇用する農業法人等に対する研修費への支援や農業者の親元就農への支援などに取り組み、令和 6 年度は 85 人の新規就農者を確保しました。今後も、アグリパークに

おける農業研修や就農相談、また、就農支援制度の充実を図りまして、新規就農者の確保を進めてまいります。

次に、3 ページ目をお開きください。指標⑤環境への負荷を低減させる取組の面積です。化学肥料や化学合成農薬の低減に向けた農業者への取組支援を通じて、取組者数の増加や既存取組者の取組面積の拡大を図りました。引き続き環境への負荷を低減し、持続可能な農業生産の実現に向けて各種施策の推進を通じて目標の達成に努めてまいります。

次に、下の表、指標⑥農業産出額のうち米・麦・大豆等主要作物の産出額及び交付金です。米以外の主要作物の産出額及び交付金は昨年度並みでございましたが、令和5年の記録的な高温少雨の影響などによりまして、米の産出額が減少したことで、計画策定時に比べ拡大には至りませんでした。引き続き、需要に応じた米生産の推進とともに、国の事業などを有効に活用し、産出額及び交付金額の拡大を図ってまいります。

続いて、4 ページ目をお開きください。指標の⑦1億円園芸産地の販売額の合計額です。新たな園芸産地づくりへの支援や園芸産地の強化に向けた取組みへの支援など生産振興の取組みに加えまして、トップセールスを実施するなど産地の園芸生産の拡大と販売力強化の取組みを行っております。今後も県や農協等関連団体と連携しながら、高収益な園芸農業の拡大を進めるとともに、トップセールスなどによる販売面の強化に取り組み、園芸産地の販売額の増加に取り組んでまいります。

次に、指標⑧登録した農業サポーターのうち活動した人数（登録者全体に対する割合）です。本事業は、都市住民の農業への理解と関心を高めるとともに、農家の労働力不足解消の一助とするため、農業に関心のある市民を農業サポーターとして登録し、ボランティアで農作業を手伝ってもらうものです。こちらは、令和6年も令和5年に続き猛暑、酷暑の影響があり、サポーター及び受入農家が活動をやや控えるような状況にあったほか、実際に活動するサポーターの高齢化も進んでいることや、受入農家が作業に慣れたサポーターを短時間の臨時雇用者として活用するケースなども見られたことなどから、サポーターとしての実活動人数は減少しましたが、登録者数や受入の数は前年度よりも増加したところでございます。今後も登録者数や受入農家を増やすための周知や広報活動に注力するとともに、サポーターの継続的な活動により都市住民の方々の農業への理解が深まるよう取り組んでまいります。

次に、5 ページ目をお開きください。指標の⑨多面的機能支払交付金事業によって広域的に保全管理される農用地面積の割合です。令和6年度は112の組織が2万7,068ヘクタールの面積で、農地維持活動などに取組み、内、広域活動組織で保全管理する面積

の割合は 81 パーセントと、構想策定当時の増加には至りませんでした。農業農村の有する多面的機能が適切に維持発揮されるよう、引き続き事業制度の普及や啓発を図るとともに、活動組織の運営体制の強化などを目的とした広域化を推進し、取組み面積全体の増加に努めます。

次に、指標⑩食と農のわくわくSDGs学習プログラム実施校数です。小学校から大学までの各年代で食や農をテーマにした探求的な学習に取り組む学校を支援しております。令和6年度は計18校の実施校が学習に取り組んでいただいたところです。今後も令和5年度に導入した微細粉の米粉製造機や専門学校と連携して制作したオリジナル教材用動画の活用を図り、実施校の増加につなげてまいります。

6 ページ目をお開きください。指標の⑪学校給食における地場産物を使用する割合、金額ベースです。本市では、入荷及び価格予測情報の提供、各校における地場産推奨献立の実施などにより地場産物の使用率向上に取り組んでおります。令和6年度は物価高騰の影響もあり、県、市とも前年度と比較して地場産率が3ポイントほど低下し、全国平均と同程度の結果となりました。今後もさまざまな取組みを進めるとともに、学校給食関係者に対してさらなる地場産物の使用向上を働きかけてまいります。

最後に、指標の⑫新潟市食文化創造都市推進プロジェクトの採択事業数です。こちらの事業につきましては、平成26年度より、本市の食や食文化を活用した創造的なまちづくりを推進するため、食に関する民間の取組みへの支援を行ってきており、これまでに計98件の事業を採択してきました。令和6年度におきましては、市内製造の唐辛子やガーリックオイルを使用したラーメンの消費拡大プロジェクト、また、首都圏の飲食店街で市内産イチジクを使ったメニューの提供イベントの開催、また、市内産食材を使ったランチボックスとケータリングの開発販売プロジェクト、また、首都圏のレストランで市内産ルレクチュエを使用したデザートの間限定提供、この4件を採択したところです。今後も、民間の方々のさまざまな工夫やアイデアによって、本市の食文化の発展に寄与するよう支援を行ってまいります。農業構想の進行管理に関する説明は以上でございます。

(吉川会長)

ご説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまの件につきまして、何かご意見ございますでしょうか。

(青山委員)

ご説明、ありがとうございました。この計画策定に携わらせていただいた者として、進捗状況をご報告いただいて大変参考になりました。

それで、新規就農者数のところなのですが、私はこのときも質問した記憶が若干あるのですが、今、令和3年度の構想策定時が80人で、若干上がっている、少し落ちたとは言えども80人から90人という数が維持されていて、将来目標が70人に減るというのはどうしても何かおかしいというか。実際、先ほどの基本構想のところでは数が減っていません、若い人に入ってきてもらわないといけないですねと言いながら、なぜ新規就農者が少なくなってしまうのかなというのがあります。それで、この最終目標をどこかの時点で見直して、上方修正ということはあるのかということをお聞きできればと思います。

(吉川会長)

では、事務局からお願いします。

(農林政策課長)

ありがとうございます。単年度単年度で70人以上確保していきたいということでございます。1点は、70人であればいいのかという点を1点ご指摘いただいたのかと思いますが、この点につきましては、70人以上を目指すというところでございますので、ここは70人という数より単年度単年度で上回っていけるように考えているところです。

もう1点の70という数字の線引きがというところでございますけれども、こちら70という設定をする中でも、全県での確保人数が単年度280だったと思うのですが、その数などと比してといいますか、全体の中も勘案しまして、新潟市において70というところを設定しております。

そういうところでございますが、70の数字をこのままでよいのか、見直すことがどうなのかということにつきましては、また農業構想の中間見直しを次年度、令和8年度中にやらせていただくかと思うのですが、その中で今ほどご指摘いただいた課題なども含めて、またご審議いただければと考えております。

(青山委員)

ありがとうございます。

(吉川会長)

②は毎年度100パーセントと書かれていて、見ようによっては累積に見えたりすると思うのです。しかも、これは毎年度で70名ということは、これがなぜ12年度の目標になっているのかがよく分かりませんよね。毎年の目標なのですよね。ただ、ほかと揃えるために、令和12年度の時点での目標というようにしているので、あまり複雑にしないほうがいいのかなと思いますけれども、毎年度70人というように書いていただくと、もしかしたら分かりやすいかもしれません。

(藤原委員)

ご苦労さまです。先ほどの指標⑩の学校給食における地場産物の需要割合が減っているのですが、私ども消費者協会としても、小学校の出前事業で地産地消というものをSDGsのエシカル消費の中で非常に訴えて、訴求していつているわけなのですが、これが学校給食の中で減る理由というのは何があって昨年より減っているのか、お教えいただきたいのです。ぜひ、地産地消を市も一緒に挙げて推進していただければと思います。

(吉川会長)

この点について、事務局からお願いします。

(食と花の推進課長)

食と花の推進課でございます。ご意見ありがとうございます。

地場産物の割合が3パーセント下がったということは、私どもにとっても衝撃といたしますか、下がったということは受け止めなければならないので、その原因はどこかということを経育委員会ともさまざま調査をしてきたところでございます。結論から言いますと、その主たる理由がはっきりとは分からないということが非常に悩ましいところだと思っております。

少し長くなるのですが、この調査についても少し説明させていただきたいのですが、地場産率の調査は令和3年度に調査のやり方が変更になっておりまして、毎年6月と11月に概ね3週間程度で、すべての学校ではなくて、その中からサンプル調査をしまして、それぞれの品目について、使われている金額を把握するというような形になっております。なので、6月、11月というところで、県内産の食品、食材がどの程度供給可能かということによって大きく左右されるということで、しっかりと正確な実態が精緻なものとしては把握しにくくなっているということも一つの要因としてはあるかなというように思っているのと、あと、実は、昨年度、割合としては減っているのですが、購入金額としては昨年度よりも地場産物の購入金額は上昇しております。ただ、それを上回る形で県外産の食品食材の購入額が上がったということになっております。やはり、大きな要因としては、物価高騰ということも一つあるのかなというようにはとらえているところでございます。

それで、学校現場で本当に地場産率、私どもも引き上げたい側ではあるのですが、大変悩ましい問題だなと思っております。物価高騰によりまして栄養バランスのよい食事を提供するために、現場としては大変な努力をいただいているところでございます。地場産率を上げることと併せて、地場産のよさを子どもたち、それから保護者に伝えていくという両方の取組みが重要だと考えておりまして、11月には地場産の現

場献立を実施したり、それから、私どももこども食育新聞というものを発行しまして、地場産のよさを子どもたちに伝えるというような取組みを実施して、給食の提供と併せて食育にも取り組んでいるところでございます。なかなか金額ベースで地場産のものを一気に上げていくというのは難しいですけれども、少しずつでも上げていけるようにということと併せまして、子どもたち、それから保護者に地場産物の理解を深めるための働きかけも一緒に行っていきたいと考えております。

(藤原委員)

単なる地元の物を食べるということだけではなくて、環境の問題で、私どもが子どもたちに教えているのは、SDGs、エシカル消費の環境負荷、二酸化炭素、トラックでほかの遠いところから運ぶよりも、地場の、近くで消費することによって二酸化炭素のあれを減らすということを子どもたちにも教えていますので、その観点が今のあれの中には全然なかったもので、ただ地場産業、地場産業という話だったけれども、環境の問題も含めてご検討いただきたいなというように思います。

(食と花の推進課長)

ご意見、ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思いますので、そういった面も含めて伝えていきたいと思います。

(吉川会長)

なかなか、予算と栄養士の皆さんの設計と献立というのが絡んでくるので、とても難しい話だとは思いますが、年中県内で取れないものをわざわざ食べなくてもいいような、旬のものをきちんと、旬で新潟の中で取れるものを提供していく、その中で栄養士の方に頑張っていただいて、栄養バランスを計算していただいてやるというのが一番いいのかなと。私も数字を見て、ここは毎回、この審議会の中でもコメントが出る部分なのです。やはり、地元の農産物を地元の学校で提供するということは、今、藤原委員がおっしゃったように、カーボンの排出等々を含めてとても重要なことだと思いますので、ここについては、できれば新潟市にも力を入れてこの率を上げていくということをしていただきたいということは、私からもお願いしたいと思います。

(虎澤委員)

最初の基盤整備事業のことなのですが、先日、選挙中に少しお偉い方が来られたところで、恐らく土地改良の関係の方も出られたと思うのですが、手を上げて、我々が生きている間に基盤整備が行われないくらい時間がかかりすぎているという話なのですが、今回、政権与党が過半数割れしたので公約がどうなるのか少し分からないのですが、別枠予算で基盤整備をするのだという話が出ていたのです。それで

もやはり、県とか市の負担がきつとあるのだらうと思うのですけれども、新潟県にお金がないという話を聞いていまして、本来はもっと国から予算が持ってこられるのに、県にそこまでのお金がなくて基盤整備が進まないというような話も少し聞いたので、その辺、市から国に対して、できれば県や市の予算を少しもっと減らすような形で基盤整備が早く進んでいけば、省力化もできて我々も生産費が下げられるのかなと思いますので、その辺も少し国に何か要望みたいな形でお願いして、なるべく、農家の負担がないのは大変助かるのですけれども、ぜひ、県とか市も少しでも負担が減って早く基盤整備ができるような方向になるように要望していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(吉川会長)

ありがとうございます。

この件について、何かコメントはございますか。

(農林水産部長)

ご意見、ありがとうございます。やはり、県の財政が今、目下としてはボトルネックということで、それを踏まえて、県の負担が少ない中間管理機構関連農地整備事業への切り替えというものが行われて、それに応じて増えた事務手続きをどうするかということで、一生懸命対応しているところです。あとは、簡易な基盤整備というものもあるので、そういったものも少しこれから後押ししていきたいなと考えています。

国への要望については、先週、新潟市が基盤整備促進協議会で財務省の斎藤洋明副大臣のところにも要請に行ってまいりまして、そこで県費がという話もあって、そういうものを踏まえてしっかり考えていくというように受け取っていただきました。自民党の提言で5年間で2.5兆円、内、8,000億円を基盤整備という話があって、基盤整備の重要性というのは本当に皆さん共通認識になっていて、人口が減っていく中で、少ない担い手で農地をしっかり維持していかなければいけないという状況ですので、そういった観点も含めて、しっかり要請とか、事務手続きの簡素化とか、また考えていきたいと考えております。

(吉川会長)

ありがとうございます。本当に、日本の人口が縮んでいますけれども、それを遙かに上回るスピードで農業従事者の人口というのが減っている中で、意欲がある農家が手を上げてそれが実現しないというのが一番悔しい思いをされているのだらうなというのはとても感じています。私も、恐らく県の財政だけに頼っていると、今要望したところで10年後、15年後にしか始められないという話を聞いたことがあるのです。今要望して

いる人たちがいなくなってから、では、次の世代の人たちがそれと同じ気持ちでいてくれるのかというのはとても心配なところで、今、手が上がっている要望に対して、できるだけ早く対応していかなくتهいけないのだろうなというように、とても感じております。せっかく東京が米、米と急に言い出したわけですから、こういった機会を、ぜひ生かして、できるだけ早急に対応できるように、新潟県としては頑張って、新潟市でまた頑張ってほしいなど思っております

そのほか、何かご意見ございますでしょうか。

特にないでしょうか。それでは、次第4、その他に移ります。事務局から何かございますでしょうか。

(農林政策課長)

本日、宮澤委員と夏川委員が欠席となってしましまして、先ほど議事録署名委員のご指名をいただいていたのですけれども、宮澤委員がご欠席なもので、委員から、どなたかもう一名ご指名いただければと思います。

(吉川会長)

自薦他薦問わないということですよ。

(農林政策課長)

はい。

(吉川会長)

どなたか、他薦いただける方、いらっしゃいますでしょうか。

議事録署名委員というのは、具体的にはどういった作業があるのでしょうか。

(農林政策課長)

議事録の確認、押印、署名でございます。議事録に目を通していただきまして、修正等なければご署名いただければと思っております。

(吉川会長)

では、私が自薦します。私がやります。

(農林政策課長)

すみません。

(吉川会長)

それでよろしいですね。

それでは、そのほかございませんようでしたら、予定されていた議事はすべて終了いたします。会の進行を事務局にお返ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(司 会)

会長におかれましては、円滑な会議のご進行、ありがとうございます。委員の皆様におかれましても、活発なご議論いただきまして、ありがとうございました。

次回の農業振興地域整備審議会は、年明け、中下旬ごろを予定しております。近くになりましたら、また改めてご連絡申しあげます。

では、以上をもちまして、第 158 回新潟市農業振興地域整備審議会を終了いたします。ありがとうございました。お疲れさまでございました。